

覚えておきたい! ドーピング仲裁ガイド!!



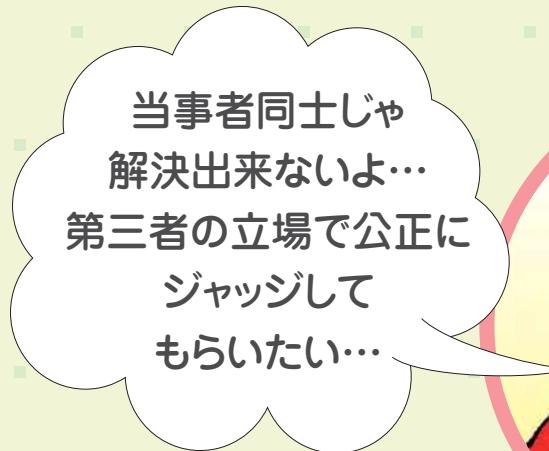
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構



身に覚えがないのに…
こんな処分
納得出来ない!!



こんな時どうしたらいいんだろう?
こんな場合どうしたらいいんだろう?



当事者同士じゃ
解決出来ないよ…
第三者の立場で公正に
ジャッジして
もらいたい…



仲裁ってなに??
手続きが
難しそうで…

「ドーピング違反で競技成績の失効、数年にも及ぶ出場停止処分」。
スポーツ競技においてドーピング問題は決して人ごとではありません。
いつ、どこで、あなたもドーピング紛争に巻き込まれるか分かりません。
万が一の時のために日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) を覚えておきましょう。

目次

■ 事例①	4
わざとじゃないのに…	
ふとした行動でドーピング違反に	
■ 事例②	6
聞いてないよ…	
知らないことでドーピング紛争に	
■ もしもドーピング検査の結果が 陽性だったら…	8

■ JSAAの紹介

● 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) ってなに?	9
● どんなことをしているの?	10
● ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則 による仲裁ってどんな仲裁?	11
■ 仲裁手続ってどうやるの?	12
■ さらに知りたい! Q&A	14
■ 役に立つ! チェックシート	15

※このガイドブックは、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則や手続きの概要をわかりやすくまとめたものです。詳細につきましては、日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) に直接お問い合わせいただくな、JSAAのホームページ等を利用して、最新の手続きを必ずご確認ください。

わざとじゃないのに… ふとした行動でドーピング違反に





事件のあらすじ 「いつ、どこで、なぜ？」

アルゼンチンのテニス選手であるXは、試合前、カフェで妻たちと一緒に**自分で持ってきた水をコップに入れて飲んでいました**。その後、妻はXが席を離れている間に、**Xの座っていた席に移動し、Xが使用していたコップに彼女がいつも飲んでいた薬を溶かしてすべて飲み干し、妻もまた席を離れました**。その後しばらくしてカフェに戻ってきたXは、同じコップに再び**自分で持ってきた水を入れ、その水を飲みました**。

この時、Xはコップに残っていた微量の妻の薬を飲んでしまい、この薬に含まれる成分が禁止薬物であったため、試合終了後のドーピング検査で陽性となってしまったのです。Xはドーピング違反として成績取消、賞金・ポイントの没収、また、2回目の違反であったため8年間の資格停止となりました。

この決定に対してXは、席を離れている間に妻が自分のコップで薬を飲んだことを知らず、薬を飲んでしまったことはわざとではないのに、8年間もの資格停止は重すぎる制裁であるとして、スポーツ紛争仲裁機関に救済を求めたのです。

くだされた 仲裁判断

今回のXの薬の服用には、**Xにも責任はあったが、それはわざとではなく偶然のものであったこと、また微量であったため競技能力の向上につながらなかったことも考慮し、8年間の資格停止は重すぎるとして2年間に資格停止期間を縮める判断を下しました**。

スポーツ紛争 仲裁機関が はたした役割

当時の規定では、たとえ薬の摂取がわざとではなくても2回目の違反については8年までしか資格停止期間を短縮することができませんでした。しかし、8年間の資格停止というのはスポーツ選手にとっては永久資格停止と変わらないくらい厳しい処分と言えます。スポーツ紛争仲裁機関は、規定だけでは補いきれない公正さを、紛争の特殊性を考慮することで補い、不当な決定を是正する役割を果たしていると言えます。

聞いてないよ… 知らないことでドーピング紛争に





解説

事件のあらすじ
「いつ、どこで、なぜ？」

イタリアでプレーするサッカー選手のYは、その日、試合終了後のドーピング検査対象となっており、Y自身も自分が検査対象に選ばれていることを知っていました。それにもかかわらず、Yは試合終了後**すぐにドーピング検査を受けずに、一旦シャワーを浴びてからドーピング検査を受けに行きました。**

ドーピング検査の結果、Yからは何のドーピング反応もなく、**陰性であると判断されました。**

しかし、Yが検査員の許可なく行動し、すぐにドーピング検査を受けなかったという行為について、Yは、国内の規則に基づき、国内における規律パネルで1か月の資格停止処分が課されました。さらに、この行為が**ドーピング検査の拒否行為としてドーピング防止規則違反にもあたる行為**であり、2年間の資格停止処分が課されるべきであるとして、世界ドーピング防止機構（WADA）によって、Yはスポーツ紛争仲裁機関に訴えられてしまいました。

くだされた
仲裁判断

スポーツ紛争仲裁機関は、検査員が、Yに対して、Yの行為（検査前に検査員の許可なくシャワーを浴びに行く行為）は**検査拒否にあたり得ることを事前にYが理解できるように説明していなかったことを重視**し、Yの行為はドーピング防止規則違反にあたらないと判断しました。

スポーツ紛争
仲裁機関が
はたした役割

この事件では、ドーピング検査に至るまでの検査手続において、競技者が、不正行為（検査拒否）を行ったことを理由に、ドーピング防止規則違反として訴えられましたが、スポーツ紛争仲裁機関は、検査手続に不備があったことを理由に競技者の行為は検査拒否にあたらないと判断しました。

ドーピング検査においては、競技者が定められたルールに基づき行動することはもちろんですが、検査を行う側も検査手続を公正に行なうことが求められています。また、ドーピング問題は、国や競技の枠を超えて公正さが求められる問題であり、競技者又は検査機関、いずれの手続きの不公正を放置することもスポーツそのものの健全さを損なうことにつながってしまいます。

スポーツ紛争仲裁機関は、競技者やスポーツ団体・検査機関のいずれにもかたよることなく、あくまでも中立的な立場から紛争を解決することで、スポーツ界全体の公正さや公平さを維持する役割を果たすことが求められています。

もしもドーピング検査の結果が陽性だったら…

(国内選手が対象)



JADAによるドーピング検査で 陽性の分析報告が出てしまった!!

ドーピング検査は提出された検体を2本に取り分け、最初の分析に使うものを**A検体**、競技者側の要求等により分析するものを**B検体**といいます。

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)から書面で違反が疑われる分析報告が通知された場合、競技者は**B検体の分析を要求することができます**。



B検体を分析するが またも陽性…

B検体の分析結果も陽性だった場合、又はB検体の分析を放棄した場合、通知日から原則として14日以内にJADAとは別組織の「日本ドーピング防止規律パネル(規律パネル)」が開催する**非公開の聴聞会が開催されます**。



「規律パネル」による聴聞会で 制裁措置が下される

聴聞会では、規律パネルが指名した法律家、医師などの3名が、双方から主張や意見などを聞きます。

そして、**中立的な立場から、制裁(資格停止、成績取消など)を決定します**。



そんな時は…

JSAAに
仲裁申立て!!

日本スポーツ仲裁機構(JSAA)ってなに?

代表選手選考やドーピング規則違反による資格停止処分などをめぐり、競技者と競技団体との間には様々な紛争が発生することがあります。しかし、スポーツ紛争には法律上の争いとは言えないものも多く、裁判所を通じた紛争解決には適さないものが多くあります。また、裁判では判決まで長期間かかることもまれではありません。

そこで、スポーツをめぐる争いを公正・適正かつ迅速に解決し、競技者がスポーツに打ち込みやすくするため、JSAA (Japan Sports Arbitration Agency) が2003年に設立されました。

JSAAは、法務省の厳格な基準をクリアし、法務大臣の認証を受けた、認証紛争解決事業者（かいけつサポート）であり、安心してご利用いただける機関です。公正中立な第三者が事案ごとに丁寧に対応し、紛争の解決を図ります。

JSAAは、2013年4月1日に公益財団法人となり、現在は、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）・公益財団法人日本体育協会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会の特別維持会員3団体、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）・一般社団法人日本女子プロゴルフ協会の一般維持会員2団体からの拠出金等により運営されています。

CAS(スポーツ仲裁裁判所)って??

CAS(スポーツ仲裁裁判所、Court of Arbitration for Sport) とは、**国際オリンピック委員会**によって1984年に設立され、スポーツに関連するトラブルを、国の**裁判所**ではなく、スポーツ界の枠内で解決をめざすことを目的とした**仲裁**機関のことです。

1994年にIOCから独立、スポーツ仲裁裁判所を運営するスポーツ仲裁国際理事会（ICAS: The International Council of Arbitration for Sport）が設立されました。

本部はスイスのローザンヌにあります。CASでは、**ドーピング**を巡る裁定、出場資格の認定、移籍のトラブル等スポーツに関する紛争を幅広く扱っています。

どんなことをしているの？

JSAAでは4つの**仲裁手続**を用意しています。

これらの手続きの主な違いは、対象となる紛争、当事者、手続費用の点にあります。

また、まずは話し合いを中立的な第三者のもとで行い、事実の確認や和解をしたいという場合には**調停手続**も用意しています。

仲裁は仲裁人により仲裁判断が下されると、当事者を拘束する効力が発生しますが、調停は調停人が解決案を提示したとしても、その解決案を必ずしも受け入れる必要がない点で両者は異なります。

仲裁

- ① スポーツ仲裁規則
- ② ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則
- ③ 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則
- ④ 加盟団体スポーツ仲裁規則

調停

- 特定調停合意に基づく
スポーツ調停（和解あっせん）規則

※別冊「アスリートのためのスポーツ仲裁・調停ガイド!!」
もご覧ください。



コラム

仲裁と調停ってなに？ 裁判とは違うの？

裁判とは、国の司法機関である裁判所が法律を基準として判断を下すことで紛争を解決する手段であり、紛争解決手段として代表的なものであると言えます。しかし、裁判は一般的に判決まで長期間を要することが多くそれに伴い費用もかかりてしまいます。また、裁判官は法律の専門家ではあっても、必ずしもスポーツ紛争に関連する分野の専門家ではありません。

一方で、仲裁と調停は紛争の解決を当事者が選択する独立公正な第三者にゆだね、その判断によって紛争を解決する合意に基づく紛争解決手段であり、専門性を有する第三者を当事者が選択することができます。また、仲裁と調停は当事者間の合意があることを前提としているため、当事者の意向に合わせ柔軟に手続が進められ、迅速な紛争解決が期待できます。

裁判に比べ、**当該分野に通じた高い専門性・迅速性・低廉性**を有する点で、仲裁や調停による紛争解決は利用しやすい紛争解決手段であるといえます。

●対象となる紛争

ドーピング検査の結果、陽性反応が出た場合、「日本ドーピング防止規律パネル（規律パネル）」が制裁措置を決定しますが、この決定又はこの決定に基づく競技団体の決定に不服がある場合の紛争が主に対象となります。

●申立人

JSAAに仲裁を申立てができるのは、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）によって定められている国内水準の競技者です。

また、ドーピング問題は世界の関心事項であるため、規律パネルによる制裁措置が不適切であると考えられた場合に、世界ドーピング防止機構（WADA）や国際競技連盟（IF）、そして公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構も不服申立てをすることができます。

国際競技大会における競技会で発生した事件、又は国際水準の競技者が関与した事件の場合は、CASにのみ不服申立てをすることができると言われています。

JSAAに申立てできる競技者は? (競技者の場合)

1 国内水準競技者



2 下記の団体から決定を受けた競技者

- 日本アンチ・ドーピング機構（JADA）
- 日本オリンピック委員会（JOC）
- 日本障害者スポーツ協会
- 国内競技連盟
- 規律パネル
- 日本体育協会
- 都道府県体育協会

CASに申立てできる競技者は? (競技者の場合)

1 国際水準競技者



2 下記の団体から 決定を受けた競技者

- 世界ドーピング防止機構（WADA）
 - 国際競技連盟（IF）
 - 国際オリンピック委員会（IOC）
- など



仲裁手続ってどうやるの？

■ 仲裁申立書等の提出



まず、仲裁を申立てるためには**仲裁申立書**を規律パネルによる**決定**から**21日以内**にJSAAに提出する必要があります。

代理人(弁護士等)を立てる場合には、代理人の委任状も必要です。

※申立書等の書式はJSAAのHPで入手することができます。
<http://www.jsaa.jp/>

■ 申立ての費用の納付



仲裁を申立てるためには、申立て時に申立料金を支払う必要があります。
仲裁申立料金は一律5万円(税別)です。

弁護士費用等は自己負担です。仲裁規則に定められた手続費用以外の費用（仲裁人への報償金等）は一切負担する必要はありません。

■ 申立趣意書の提出



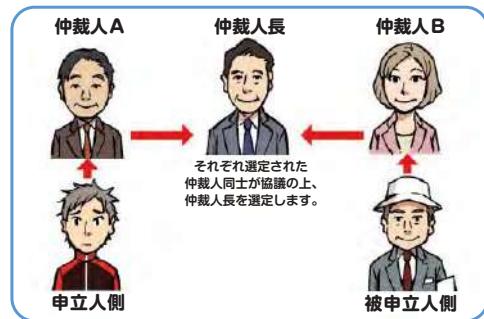
さらに、申立書の提出期限満了日から**10日以内**に**申立趣意書**を提出する必要があります。

※申立趣意書とは、自分の主張を詳しく書いた書面のことです。

※この期間内にこれらの書類の提出及び申立費用の納付がなされなければ、規律パネルによる制裁が確定します。



■ 仲裁人の選任



原則として、各当事者がそれぞれ仲裁人を1人ずつ選びます。選ばれた2名はさらに1名(仲裁人長)を選び、合計3名で仲裁パネルが構成されます。



■ 審理



仲裁人が選任され仲裁パネルが構成されると、各当事者の主張を記した書面のやりとりが数回行われます。

その後、仲裁パネルの前で主張を述べ、必要な場合は証人尋問等を行う審問が開かれます。

原則として**審問は1回だけ**開かれることとなっています。

仲裁手続は**非公開**で行われます。



■ 仲裁判断がくだる



仲裁判断は、審理が終わった日から原則として**2週間以内**にくだされます。

仲裁判断は最終的なものであり、当事者を拘束します。さらに不服を申立てることはできません。

下された仲裁判断は原則として公開されることになっています。

さらに知りたい!

Q&A



① 仲裁人ってどういう人がなるの？ 公正な人なの？

- A** 仲裁手続において、事案を判断する仲裁人は原則としてJSAAが作成している仲裁人候補者リスト(HP掲載)の中から選ばれ、公正かつ独立の立場でその処理にあたります。
仲裁人候補者はスポーツ法に造詣が深い、法学者又は弁護士等が選定されています。



② 審問は、どこで行われるの？ 地方からわざわざ行かなければならないの？

- A** 仲裁の審問場所は、その事案ごとに異なります。
仲裁パネルが、当事者双方及び仲裁人の事情を考慮した上で、最も適切であると判断した場所で行われます。



③ 弁護士も必要なの？

- A** 代理人として弁護士をつけなくても、仲裁の申立等は可能です。しかし、たくさん書類を提出しなければならないこともありますし、仕事又は練習等で仲裁手続に十分な時間が取れない場合は、弁護士をつけることをJSAAではお勧めしています。また、弁護士をつけると、仲裁手続を含め、事案に対する様々なアドバイスを得られることがあります。



④ 大会の開催が目前に迫っています。 それに間に合うように仲裁判断を出してほしいのですが…

- A** 迅速な解決が必要な場合には「緊急仲裁手続」を用意しています。
その場合はJSAAが選任した1名の仲裁人によってより早く仲裁判断を出すことができます。
また、必要があれば、仮の措置を命ずることもできます。

役に立つ!



チェックシート

1

ドーピング検査で陽性反応が出た!!

結果を争いたい場合、まずはJSAAに申立てをするべきである

○かXを
つけてね

P8へ

2

規律パネルで決定された制裁措置に納得できない!

仲裁申立書の提出期限はその決定から21日以内である

P12へ

3

ドーピング仲裁を申立てるための費用は、

その紛争の内容によって異なる

P12へ

4

申立てをするには、仲裁申立書及び委任状(代理人を立てる場合のみ)

を提出し、申立料金を納付し、その後申立趣意書を提出する

P12へ

5

仲裁人はすべてJSAAが決め、当事者が選ぶことはできない

P13へ

6

審問も仲裁判断もすべて非公開である

P13へ

7

仲裁判断に不満がある場合には、

さらに不服申立てができる

P13へ

覚えておきたい! ドーピング仲裁ガイド!!

発行日：2013年8月26日 第4版

発 行：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
150-0041
東京都渋谷区神南2丁目1番1号
国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741
<http://www.jsaa.jp/>

平成25年度文部科学省委託事業

